

2021年11月30日  
戸田ビルパートナーズ（株）

協力会社各位

## 支払条件基準の改定について

弊社の建築工事においては、これまで改修工事メインの施工を行っていましたが、しかし近年においては新築工事やリノベーション等の大型工事受注も増えてきました。これまでのすべて現金支払いを改め、新支払い基準にて運用することとしました。

支払い条件変更の適用は以下とします。

- ① 改修工事については、現行通り「現金支払い」とする。
- ② 新築工事及びリノベーション工事において、工種別に協力会社を選定する場合に適用する。
- ③ ②において工種別の工事金額が300万円以下の場合は「現金支払い」とする。

手形支払いの基本的な考え方として、「作業所での労務費相当分は、現金払い」とし「材料費及び製品代相当分については手形支払い」とし、支払い条件（表-1）・工種別支払基準（表-2）の通りとしますので、ご了承・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

運用開始については下記とします。

- ・大阪支店：2021年12月1日契約分からとする。
- ・本社、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、広島支店、九州支店  
：2022年4月1日契約分からとする。

支払条件（表-1）

	支払記号	現金比率%	手形比率%	備 考
支払条件	A	100	0	*手形サイトは支払日起算60日以内 *出来高支払いは、 毎月月末締め翌月末日払いとする
	B	70	30	
	C	50	50	
	D	30	70	
	E	0	100	

工種別支払い基準（表-2）

工 事 種 目	支払基準	工 事 種 目	支払基準	工 事 種 目	支払基準
鷹工・土工	A	防 水	C	外構、運動場	C
機械土工	A	石	D	造園・植栽	C
杭地業	場所打 C 既製杭 D	タイル	C	衛生・空調	D
コンクリート工事	A	木	C	電 気	D
型 枠	A	屋 根	C	昇降機	D
鉄筋加工組立	A	金 属	C	厨房機器他設備	D
鉄 骨	D	左 官	A	木材・鋼材	E
組 積	C	木製建具・造作	C	セメント・生コンクリート	E
ALC、押出セメント板	D	金属製建具	D	材料納入	E
プレキャストコンクリート	D	ガラス	C	その他一般小口払	A
		塗 装	A	解体工事	A
		内装	C	住宅設備機器	D
		雑工事	C	立体駐車場工事	D